入札監理小委員会における審議の結果報告

国土技術政策総合研究所等の施設管理・運営業務

国土技術政策総合研究所、つくば中央研究所、建築研究所の施設管理・運営業務については、公共サービス改革基本方針(別表)において、平成24年4月から平成28年3月までの4年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づいて国土技術政策総合研究所から提出された実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 契約について(1ページ)

〇 本業務は、委託者3者(国土技術政策総合研究所・(独)土木研究所・(独) 建築研究所)と受託者(民間事業者)との3者対1者の契約となるため、業務に おける権利義務関係を明確化することが必要ではないか。

[国土交通省の対応]

委託者3者と受託者との関係を明らかにするため、「また、本業務における契約上の権利義務は、各調達機関と落札事業者の間において個々に成立する。」ことを明記した。

2. 請負代金の支払い方法について(7ページ)

○ 本業務は、総合評価方式を用いない(加算項目のない)落札者決定方式であり、 企画書における提案は、実施能力と実績を確認するためのもので、履行義務を伴 わない。請負代金の支払いに当たって「管理業務全般に係る業務に関する提案」 に係る履行確認は除外すべきではないか。

[国土交通省の対応]

請負代金の支払いに当たり、企画書の提案事項に係る履行確認については、「管理業務全般に係る業務に関する提案を除く」に修正した。

3. 企画書の内容について(10、12、411ページ)

○ 本業務は、総合評価方式を用いない(加算項目のない)落札者決定方式である ため、企画書における「質の確保に寄与する付加的要件」については、(付加的 =加算項目と誤解しないよう)表現を改めることが必要ではないか。

[国土交通省の対応]

入札参加者が加算項目と誤解しないよう、「質の確保に寄与する資格・経験」 と修正した。